

東京都立秋川高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は東京都立秋川高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員の親睦と向上を図り、全寮制教育の本旨を継承することを目的とする。

- (1) 正会員 東京都立秋川高等学校卒業者、および本校に在学したもので入会を希望するもの。
- (2) 特別会員 東京都立秋川高等学校旧教職員

第2章 事業と組織

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 総会
- (2) 名簿の編集および配布
- (3) 会報の発行
- (4) その他

第4条 各年度ごとに同期会支部を設ける。

第3章 役員と会議

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名 正会員中より幹事会において選挙する。
- 副会長 2名 会長の指名により幹事会の承認をうける。
- 幹 事 各年度の同期会支部より2名以上とする。
幹事の選任は同期会支部に委ね、変更ある場合は直ちに事務局に届けるものとする。

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会 長 会長は本会を代表し、会務を統理し、総会・幹事会を招集する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代理する。
- (3) 幹 事 会務を分掌し、同期会支部との連絡調整にあたる。

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第8条 本会に顧問をおくことができる。顧問は幹事会において推薦し、会長これを委嘱する。

第9条 本会は毎年1回幹事会を開き、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 会長・副会長の決定
- (4) その他重要事項

第10条 必要ある場合は幹事会の議決により、総会を開く事ができる。

第11条 総会の決定は出席者の過半数の賛成を要する

第4章 会 計

第12条 本会の経費は正会員の拠出による。必要あれば臨時会費・寄付金をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5章 付 則

第14条 本会に事務局を設け事務を処理する。事務局には必要に応じて有給の職員を置くことができる。

第15条 事務局に関する規定は幹事会において別に定める。

第16条 本会会則の変更は総会の決議による。

第17条 本会則は2001年3月10日より発効する。

以上